

環境省石油特別会計の主要な対策技術の導入普及によるエネルギー起源二酸化炭素削減効果の試算 ※1

①京都議定書の第一約束期間内に効果が見込まれるもの

事業名	16年度 予算額	事業の概要	2010年までの対策導入による削減効果 ※2 ※3	試算の考え方等
地方公共団体率先対策補助事業	10.2億円	地方公共団体の事務事業における省エネ・代エネ対策技術の率先導入	0.7万トン/年	03年度事業の年間CO ₂ 削減量当たり事業費：約200万円、04～10年の毎年の事業費は20.4億円とし、CO ₂ 削減量を計算。
地域協議会対策促進事業	7億円	地域協議会における小型風力発電システム、家庭用燃料電池等の導入	320万トン/年	この事業等によって民生用小型風力、複層ガラス等（増改築）は対象の2割に普及。燃料電池は100万世帯で導入。電圧調整システムの効果は中間とりまとめの削減量を引用。
再生可能燃料利用促進補助事業	8億円	バイオエタノール混合ガソリン、ボイラー用バイオエタノールの導入	200万トン/年	この事業等によるE3、ボイラー燃料導入の効果は中間とりまとめの削減量を引用。
廃棄物処理施設における温暖化対策事業	10億円	高効率な廃棄物発電の導入	30万トン/年	この事業等によって1万kW規模の施設が毎年2カ所設置。
CDM/JI設備補助事業	3億円	CDM/JIプロジェクトの実施のために必要な設備整備	1640万トン (2012年までの累積で)	クレジットの単価を750円/トンCO ₂ 、05～12年の毎年の事業費は15億円とし、CO ₂ 削減量を計算。
地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター事業	2.5億円	CO ₂ 削減技術・製品・サービスを普及する新規性・先進性のあるビジネスモデルの事業化	60万トン/年	カーシェアリング事業を事例として、人口10万人以上の都市を中心に会員数50万人に普及したときのCO ₂ 削減量を計算。
超低硫黄軽油導入普及に係る設備省エネ化等補助事業	6.9億円	超低硫黄軽油を前倒し供給する製油所における設備の省エネ化	120万トン/年 ※経産省予算による効果を含む	この事業等によるS10対応車（D、G）の普及効果は中間とりまとめの削減量を引用。
余剰エネルギー連携利用設備整備補助事業	2億円	廃熱等余剰となっているエネルギーを需要のある施設に融通するための設備整備	9万トン/年	清掃工場の余剰蒸気を下水汚泥の乾燥熱源に使う場合を事例として、2100トン/年のCO ₂ 削減可能な設備を毎年6カ所整備。

②技術開発であり、効果を発現するまでに時間を要するものが含まれるもの

技術開発関係の事業費23.34億円

③上記の①、②の削減効果をもたらす上で基盤となるもの

普及啓発関係の事業費13億円、CDM/JI関係の事業費（キャパシティビルディングなど）10.5億円、まほろば事業費12億円

※1 石油特別会計の事業についてはPDCAサイクルにより評価を行うこととしている。

※2 石油特別会計の環境省分は17、18年度270億円、19年度420億円と増加する見込みであり、これに伴い事業の予算総額が増加するという仮定の下、累積事業量の効果を試算したもの。

※3 削減効果は環境省事業による直接的な効果のみならず、その波及効果や他省の事業による効果を含むものである。